証券コード　5983
平成27年６月８日

株　主　各　位

千葉県松戸市上本郷167番地
イワブチ株式会社
代表取締役社長　内　田　秀　吾

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。
さて、当社第65回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
２．場　　所　千葉県松戸市上本郷167番地
当社会議室（末尾の会場案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項
１．第65期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
２．第65期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役５名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件
第５号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、当日は、クールビズスタイルにて対応させていただきますので、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
(アドレス　http://www.iwabuchi.co.jp/)

(提供書面)

事　業　報　告

(平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで)

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国の経済は、日本銀行の大規模金融緩和により円安・株高が進み、企業収益や雇用情勢改善などデフレ脱却に向けて緩やかな回復基調で推移しました。一方海外では、米国に続いて欧州経済にも回復の兆しが見られるものの、中国をはじめとする新興国の経済成長鈍化や政情不安など先行きは依然として不透明な状況にあります。

当社の大口需要家であります電力会社では、原子力発電停止に伴う代替発電燃料費の増加による電気料金の値上げ、設備投資抑制、競争入札制度拡大など厳しい状況となりました。

また、情報通信・電話関連において、ＮＴＴではスマートフォンやタブレット端末の普及により光ケーブル敷設工事は、減少傾向にあります。

このような状況のなか、当社の生産部門では、国内において工程集約によるコスト削減を推進し、また中国の海陽イワブチにおいても、設備効率化等を図り価格競争力のある製品の生産に取り組みました。

一方、営業部門では、ＮＴＴ・電力会社向け新製品の市場投入をはじめ電気通信事業者による光伝送路工事、コンクリート柱の建替関連製品、街路灯・防犯灯ＬＥＤ化関連製品の拡販など積極的な営業を展開しました。

以上の結果、当期の売上高は100億９千５百万円と前年同期に比べ５億５千８百万円、5.2％の減収となりました。また、経常利益は10億９千１百万円と前年同期に比べ１億２千６百万円、10.4％の減益となり、当期純利益は７億５千７百万円と前年同期に比べ１億２千万円、19.0％の増益となりました。

当社の事業区分は単一セグメントであり、それに代わる需要分野別の業績は、次のとおりであります。

交通信号・標識・学校体育施設関連

学校体育施設関連は、全国的に堅調に推移しました。しかしながら、交通信号・標識関連は、警察庁による補正予算が執行されず、低調に推移しました。その結果、売上高は13億７千万円と前年同期に比べ２億１千８百万円、13.8％の減収となりました。

ブロードバンド・防災無線関連

防災無線関連は、全国的に物件が立ち上がり好調に推移しました。しかしながら、ブロードバンド関連は、関東および東海エリアにおいて大型物件工事などがあったものの、全国的には小規模な補改修工事が中心となり、低調に推移しました。その結果、売上高は10億９千５百万円と前年同期に比べ７千４百万円、6.4％の減収となりました。

情報通信・電話関連

情報通信関連は、設備投資抑制の影響により移動体アンテナ設置工事が低調に推移しました。また、電気通信事業者による光伝送路工事も補改修工事が中心となり低調に推移しました。電話関連は、ＮＴＴの関東・北海道エリアを中心とする老朽化したコンクリート柱の建替え工事が一段落し、低調に推移しました。その結果、売上高は25億９千２百万円と前年同期に比べ３億５千５百万円、12.1％の減収となりました。

配電線路関連

配電線路関連は、原子力発電停止に伴う火力発電用燃料費の増加が影響し、設備投資の抑制が進んだ結果、低調に推移しました。その結果、売上高は30億１千１百万円とほぼ前年同期並となりました。

その他

民間設備投資は、政府の積極的な経済政策の影響もあり全国的にＬＥＤ照明関連の工事が好調に推移しました。また、鉄道関連もＪＲ向け足場取付工事が東海エリアを中心に好調に推移しました。その結果、売上高は20億２千５百万円と前年同期に比べ１億４千万円、7.5％の増収となりました。

需要分野別売上高

需要分野別	第 64 期（平成25年度）		第 65 期（平成26年度）	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
交通信号・標識・学校体育施設関連	1,589,175	14.9	1,370,496	13.6
ブロードバンド・防災無線関連	1,169,410	11.0	1,095,021	10.8
情報通信・電話関連	2,948,352	27.7	2,592,405	25.7
配電線路関連	3,062,462	28.7	3,011,922	29.8
その他	1,885,210	17.7	2,025,803	20.1
計	10,654,610	100.0	10,095,647	100.0

(2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、政府の積極的な経済政策や日本銀行の金融政策などを背景に景気は堅調に推移すると見込まれるものの、円安による輸入物価の高騰や中国をはじめとする新興国の経済成長鈍化など、依然として先行きは不透明な状況が続いていくことが予想されます。

当社の主要取引先であるＮＴＴにおいては、設備投資額が減少傾向となっており、厳しい受注環境が予想されます。しかしながら、配電線路関連においては、原子力発電停止に伴う代替発電燃料費増加の影響により設備投資が抑制傾向にあるものの、再生可能エネルギーに付随する工事や老朽化設備の更新工事が好調に推移するものと見込まれます。

このような状況のもと、当社の取り組みとして、生産部門では、海陽イワブチや北栄鉄工を含め設備ならびに業務の効率化によるコスト削減や品質管理の推進を図り、価格競争力のある製品の生産に取り組んでまいります。

営業部門では、引き続き積極的な営業活動を展開し、新規マーケットの開拓も進め、新たなインフラ構築に貢献すべく、全社一丸となって取り組んでまいります。

(3) 設備投資の状況

当期は、総額２億１千１百万円の設備投資を行いました。その主なものは、製品の開発改良・生産効率向上のための設備の増強および老朽設備の更新であります。

(4) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 財産および損益の状況の推移

（単位：千円）

区　　分	第 62 期 (平成23年度)	第 63 期 (平成24年度)	第 64 期 (平成25年度)	第 65 期 (平成26年度)
売上高	9,635,572	10,164,682	10,654,610	10,095,647
経常利益	409,514	494,305	1,218,083	1,091,083
当期純利益	146,083	321,192	636,329	757,198
１株当たり当期純利益	13円28銭	29円21銭	57円87銭	68円87銭
総資産	17,468,278	16,875,320	17,232,118	17,754,733
純資産	13,025,663	13,235,667	13,784,726	14,334,771

(6) 重要な親会社および子会社の状況

ア　親会社との関係

該当事項はありません。

イ　重要な子会社の状況

会　社　名	資本金(千円)	議決権比率(%)	主要な事業内容
海陽岩淵金属製品有限公司	350,000	100.0	金属製品および部品の製造販売
北栄鉄工株式会社	30,000	66.9	電力、通信、信号用電気架線金物の製造販売

（注）当社の連結対象子会社は、上記の重要な子会社２社であり、持分法適用会社は株式会社ＴＣＭおよび株式会社アドバリューの２社であります。

(7) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

電力、通信、信号、放送、鉄道用各種電気架線金物の製造販売に関する事業を行っております。

(8) 主要な営業所および工場（平成27年３月31日現在）

ア　本社　　千葉県松戸市上本郷167番地

イ　松戸工場　　千葉県松戸市中根長津町176番地

ウ　松戸第２工場　　千葉県松戸市上本郷138番地１

エ　支店　　札幌・仙台・名古屋・大阪・広島・福岡

オ　流通センター　　千葉県松戸市上本郷167番地

(9) 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
286名(15名)	2名増(4名減)	41.2歳	14.9年

（注）１．使用人数は就業員数であり、定年再雇用者9名を含んでおります。
２．臨時雇用者（パート・アルバイト）は、（　）内に当期の平均人員を外数で記載しております。

２．会社の株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　40,000,000株

(2) 発行済株式の総数　11,000,000株（自己株式4,977株を含む。）

(3) 株主数　1,192名

(4) 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
住友商事株式会社	1,000	9.10
イワブチ取引先持株会	754	6.86
イワブチ従業員持株会	421	3.83
株式会社みずほ銀行	409	3.72
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	398	3.62
三井住友信託銀行株式会社	380	3.46
公益財団法人光奨学会	380	3.46
株式会社常陽銀行	359	3.27
新日鐵住金株式会社	320	2.91
光岡　毅	243	2.21

（注）１．千株未満は切り捨てて表示しております。
２．持株比率は、自己株式（4,977株）を控除して計算しております。

３．会社の取締役および監査役に関する事項

（1）取締役および監査役の氏名等（平成27年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職状況
代表取締役社長	内田秀吾	営業本部長兼海陽岩淵金属製品有限公司董事長
専務取締役	池谷謙一	経理部長
常務取締役	宮﨑洋一	製造部長
常務取締役	西澤　良	大阪支店長
取締役	遠藤雅道	総務部長
取締役	篠崎泰之	社長室長
取締役	大石　眞	営業本部営業統括部長
取締役	渡邉尚浩	営業第二部長
取締役	早坂敏朗	札幌支店長
常勤監査役	高橋　明	
監査役	佐藤　初	
監査役	髙﨑勝秀	
監査役	田中正人	住友商事株式会社鋼板・建材本部本部長付
監査役	小泉敏幸	損害保険ジャパン日本興亜株式会社千葉西支店長

（注）１．当期中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
（1）平成26年６月27日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって、監査役藤澤建樹氏が辞任いたしました。
（2）平成26年６月27日開催の第64回定時株主総会において、早坂敏朗氏が取締役に、小泉敏幸氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
２．平成26年８月29日付で、監査役髙﨑勝秀氏は、東高通信工業株式会社顧問を退任いたしました。
３．平成26年９月１日付で、監査役小泉敏幸氏は、日本興亜損害保険株式会社千葉西支店長兼株式会社損害保険ジャパン千葉西支店長から損害保険ジャパン日本興亜株式会社千葉西支店長に就任いたしました。
４．監査役の髙﨑勝秀氏、田中正人氏および小泉敏幸氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。なお、監査役髙﨑勝秀氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．監査役の髙﨑勝秀氏、田中正人氏および小泉敏幸氏は、その経歴から財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
６．平成27年４月１日付で、宮﨑洋一氏は、常務取締役製造部長から常務取締役製造部長兼品質保証部長に就任いたしました。
７．当社は、社外取締役を置くことを検討しておりましたが、その選任議案を株主総会に提案するには至っておりませんでした。本定時株主総会において、株主総会参考書類に記載のとおり、社外取締役の選任を提案しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員(名)	支給額(千円)
取　　締　　役	9	232,406
監　　査　　役	6	23,820
合　　計	15	256,226

(注) 1．平成18年６月29日開催の第56回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は、年額４千万円以内と決議いただいております。
2．平成23年６月29日開催の第61回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額４億円以内と決議いただいております。
3．取締役および監査役の支給人員には、平成26年６月27日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名が含まれております。
4．監査役への支給額のうち社外監査役４名に3,480千円支給しております。
5．上記の報酬等の総額には、当期における役員退職慰労引当金の増加額が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

ア　重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外監査役髙﨑勝秀氏は、東高通信工業株式会社顧問であり、同社と当社の間に重要な取引関係はありません。なお、平成26年８月29日付で同社顧問を退任しております。

社外監査役田中正人氏は、住友商事株式会社鋼板・建材本部本部長付であり、同社は当社と材料仕入れの取引関係があります。

社外監査役小泉敏幸氏は、損害保険ジャパン日本興亜株式会社千葉西支店長であり、同社は当社と損害保険代理店契約を締結しております。

イ　主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ　当期における主な活動状況

（ア）取締役会および監査役会への出席状況

役員氏名	取締役会		監査役会	
	開催数(回)	出席数(回)	開催数(回)	出席数(回)
監査役　髙　﨑　勝　秀	13	13	8	8
監査役　田　中　正　人	13	13	8	8
監査役　小　泉　敏　幸	11	10	6	4

(注)　監査役小泉敏幸氏は、当期中に開催された取締役会および監査役会のうち、平成26年６月27日の就任後に開催されたもののみを対象としております。

（イ）取締役会および監査役会における発言状況

社外監査役の髙﨑勝秀氏、田中正人氏および小泉敏幸氏は、取締役会においては、主に法令や定款の順守に係る見地から、適宜意見の表明を行っております。

また、監査役会においては、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行っております。

エ　責任限定契約の内容の概要

当社と監査役の髙﨑勝秀氏、田中正人氏および小泉敏幸氏は、会社法第４２７条第１項の規定に基づき、同法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、監査役の髙﨑勝秀氏、田中正人氏および小泉敏幸氏ともに法令が規定する最低責任限度額としております。

４．会計監査人に関する事項

(1) 名　　称　有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額(千円)
当期に係る会計監査人の報酬等の額	20,000
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区分できないため、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、常勤監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、その他の事由により監査役会が会計監査人の解任または不再任を適当と判断した場合、監査役会の決定により、解任または不再任に関する議案を株主総会に上程いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

５．会社の体制および方針

(1)　当社取締役および子会社取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他当社および子会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、平成27年４月21日の取締役会において５月１日より施行される改正会社法を踏まえて、会社法第362条第４項第６号に規定する体制の整備について、次のとおり決議しております。

なお、決議には実施されている内部統制体制の確認を含めております。

会社法の要求する業務の適正を確保するための体制については、社会的責任、企業規模、業界および生産する製品の特殊性、経営への影響度、費用対効果を充分考慮して整備いたします。

ア　当社取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（ア）当社は、取締役、従業員を含めた「イワブチグループ企業行動指針」を定めるとともに、役員を対象とする役員規定を定め、これらの順守を図っています。

（イ）取締役には取締役会規定が設けられ、原則月１回の適切な同会運営が確保されており、相互に業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止しています。

（ウ）当社は、監査役会設置会社として、取締役の職務執行に関しては監査役会の定める監査方針および分担に従って各監査役の監査を受けます。

（エ）取締役が他の取締役の法令・定款違反を発見した場合は監査役に報告し、その是正を図ります。

イ　当社子会社取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「イワブチグループ企業行動指針」を定め、法令・規則順守の周知徹底を図っています。

ウ　当社および子会社の業務の適正を確保するための体制

（ア）「イワブチグループ企業行動指針」を定め、グループとして業務の適正を確保しています。

（イ）「子会社管理規定」を定め、子会社からの報告および内部監査を充実し、グループ内の意思の疎通を図っています。

（ウ）当社の取締役または使用人を子会社の取締役および監査役またはこれらに準ずる役職に任命し、業務執行の適正を図っています。

エ　当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

（ア）当社は、書類による情報の保存を原則とし、取締役の職務執行に係る書類および文書は「文書管理規定」に基づき、保存年限を定め、検索性の高い状態で保存、管理しています。

（イ）電磁的文書および記録については、「情報管理規定」を整備し、適切な情報の保存および管理を行っています。

オ　当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

（ア）当社は、業務に係るリスクとして以下ａからｊまでの事項を認識し、その把握と管理体制の整備を進めています。

ａ　製品市場	ｆ　災害
ｂ　仕入れ	ｇ　情報システム
ｃ　品質	ｈ　コミュニケーション
ｄ　環境	ｉ　法令・規則違反
ｅ　金融市場	ｊ　子会社

予防と緊急時の体制に関しては規定類を定めていますが、経営に重大な影響を及ぼすリスクの評価については別途定期的に見直し、その対策を検証する体制を整えています。

（イ）「情報管理規定」を定め、電磁的文書および記録の保全ならびに施設の保全と安全についての体制を整えています。

カ　当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（ア）取締役会、常務会を原則月１回開催して経営方針および経営戦略に関わる重要事項について決定しています。加えて、取締役が出席する予算審議委員会、販売企画委員会、生産計画委員会、品質管理委員会を毎月開催し、審議を経て各部門が業務を執行しています。

（イ）取締役会の決定に基づく業務執行については、「会社組織ならびに業務分掌規定」、「職務権限規定」等においてそれぞれの責任について定めています。

キ　当社使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（ア）「コンプライアンスについて」の社長声明を各部門に掲示して法令・規則の順守を徹底するよう図るとともに、コンプライアンス体制の基礎として、「イワブチグループ企業行動指針」および「コンプライアンス基本規定」を定めています。

（イ）上記の基本規定には、内部通報およびコンプライアンス教育についても定めています。

ク　当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「子会社管理規定」において、当社の取締役会に定期的に子会社からの出席を求め、経営上重要な事項につき報告を受けると定めています。

ケ　当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は上記オ（ア）において、「子会社」に係るリスクを認識し管理しています。

コ　当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（ア）子会社取締役の重要な職務については、当社取締役会の付議事項として事前の審議を経て執行しています。

（イ）子会社取締役は、原則３か月に１度、当社取締役会に出席し重要事項の報告を行っております。また、当社による子会社内部監査を定期的に実施しています。

サ　当社子会社使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「イワブチグループ企業行動指針」を定め、法令・規則順守の周知徹底を図っています。

シ　当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

（ア）監査役より、その職務を補助するスタッフの要請がある場合は、内部統制評価員をその任にあたらせます。

（イ）内部統制評価員がその任に従事している間の指示は監査役とし、取締役からの独立性を確保します。その旨「財務報告に係わる内部統制の構築と評価に関する実務要領」に定めています。

（ウ）内部統制評価員は、上記実務要領の定めのとおり監査役の指揮命令に従うものとし、監査役の指示の実効性を確保しています。

ス　当社監査役への報告に関する体制

（ア）常勤監査役が報告を受ける体制として既に実施されている次のことを制度化しています。

ａ 担任役員以上による決裁稟議書を回覧

ｂ 部店長会議および社内各種委員会への出席

（イ）現在実施されている監査役の電子情報の閲覧につき、日常的監査を容易にするため、可能な限りのアクセス権を設定しています。

（ウ）当社による子会社内部監査の監査結果は、遅滞なく監査役に報告されています。

（エ）当社は、監査役へ報告を行った当社および子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをしない旨周知徹底します。

（オ）当社「監査役監査規定」において、その職務遂行のために必要な費用は会社に請求することができると定めています。

（カ）上記に拘らず、監査役は必要の都度、当社および子会社取締役または使用人に対して報告を求めることが出来るものとしています。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

(3) 反社会的な勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

ア　当社は、「イワブチグループ企業行動指針」にて、法令、規則の順守、また、「コンプライアンスを取り巻く環境における順守項目の指針」の中で、反社会的な勢力および団体とは対決することを明記しています。

イ　対応総括部署を総務部とし、所轄警察署、顧問弁護士等の外部機関と連携し、また、社内イントラネットにおいて対応マニュアルを掲示するなどして、反社会的勢力からの不当要求に対応することとしています。

ウ　千葉県企業防衛協議会、千葉県暴力団追放県民会議、松戸市職場警察連絡協議会に加入する等、反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、必要な情報を社内へ周知しています。

貸借対照表

(平成27年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**10,571,348**	**流動負債**	**2,523,445**
現金及び預金	5,029,437	支払手形	931,563
受取手形	1,584,974	買掛金	633,986
売掛金	1,665,445	１年内返済予定の長期借入金	118,000
商品及び製品	1,930,305	リース債務	7,062
仕掛品	89,400	未払金	170,112
原材料及び貯蔵品	84,824	未払費用	64,408
前払費用	10,844	未払法人税等	238,806
繰延税金資産	118,563	未払消費税等	91,583
その他	251,065	賞与引当金	240,564
貸倒引当金	△193,513	設備関係支払手形	7,369
		その他	19,987
固定資産	**7,183,385**	**固定負債**	**896,516**
有形固定資産	**5,455,816**	長期借入金	171,000
建物	1,936,159	リース債務	18,109
構築物	91,117	退職給付引当金	366,298
機械及び装置	209,670	役員退職慰労引当金	209,018
車両運搬具	11,707	受入保証金	132,090
工具、器具及び備品	99,208	**負債合計**	**3,419,961**
土地	3,065,446	(純資産の部)	
リース資産	23,745	**株主資本**	**13,996,760**
建設仮勘定	18,759	**資本金**	**1,496,950**
無形固定資産	**48,298**	**資本剰余金**	**1,210,656**
借地権	24,535	資本準備金	1,210,656
ソフトウエア	14,953	**利益剰余金**	**11,291,370**
その他	8,810	利益準備金	379,237
投資その他の資産	**1,679,270**	その他利益剰余金	10,912,133
投資有価証券	887,845	土地圧縮積立金	44,602
関係会社株式	523,870	別途積立金	9,750,000
出資金	3,160	繰越利益剰余金	1,117,531
長期貸付金	136,986	**自己株式**	**△2,217**
会員権	137,463	**評価・換算差額等**	**338,010**
前払年金費用	33,965	**その他有価証券評価差額金**	**338,010**
繰延税金資産	18,391		
その他	10,739		
貸倒引当金	△73,152	**純資産合計**	**14,334,771**
資産合計	**17,754,733**	**負債純資産合計**	**17,754,733**

損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		
製品売上高	8,739,106	
商品売上高	1,350,385	
その他の売上高	6,155	**10,095,647**
売上原価		
製品売上原価	5,973,784	
商品売上原価	1,062,972	**7,036,756**
売上総利益		**3,058,891**
販売費及び一般管理費		**2,121,077**
営業利益		**937,814**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	44,375	
受取賃貸料	38,516	
貸倒引当金戻入額	68,057	
その他	7,320	**158,270**
営業外費用		
支払利息	5,001	**5,001**
経常利益		**1,091,083**
特別利益		
固定資産売却益	29,247	**29,247**
特別損失		
固定資産除売却損	6,688	**6,688**
税引前当期純利益		**1,113,642**
法人税、住民税及び事業税	303,194	
法人税等調整額	53,248	**356,443**
当期純利益		**757,198**

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
				土地圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,496,950	1,210,656	379,237	42,422	9,250,000	1,146,138	10,817,798	△1,949	13,523,456
会計方針の変更による累積的影響額						△118,696	△118,696		△118,696
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,496,950	1,210,656	379,237	42,422	9,250,000	1,027,442	10,699,102	△1,949	13,404,759
当期変動額									
土地圧縮積立金の積立				2,179		△2,179	－		－
別途積立金の積立					500,000	△500,000	－		－
剰余金の配当						△164,930	△164,930		△164,930
当期純利益						757,198	757,198		757,198
自己株式の取得								△267	△267
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	2,179	500,000	90,088	592,268	△267	592,000
当期末残高	1,496,950	1,210,656	379,237	44,602	9,750,000	1,117,531	11,291,370	△2,217	13,996,760

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	261,270	13,784,726
会計方針の変更による累積的影響額		△118,696
会計方針の変更を反映した当期首残高	261,270	13,666,030
当期変動額		
土地圧縮積立金の積立		－
別途積立金の積立		－
剰余金の配当		△164,930
当期純利益		757,198
自己株式の取得		△267
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	76,740	76,740
当期変動額合計	76,740	668,741
当期末残高	338,010	14,334,771

個別注記表

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

①　子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

②　その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

（2）たな卸資産の評価基準及び評価方法

①　商品、製品、仕掛品、原材料……総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

②　貯蔵品……最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

（3）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

（4）長期前払費用

効果の及ぶ期間に応じて均等償却

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期負担額を計上しております。

（3）役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当期における支給見込額に基づき計上することとしておりますが、当期の計上額はありません。

（4）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末日における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末日において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末日までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、その発生時に全額費用処理しております。

（5）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、会社規定に基づく当期末日における要支給額を計上しております。

4．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

Ⅱ．会計方針の変更に関する注記

（「退職給付に関する会計基準」等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が149,165千円増加し、前払年金費用が34,517千円及び繰越利益剰余金が118,696千円それぞれ減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当事業年度の１株当たり純資産額は10円80銭減少しております。

Ⅲ．貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額	7,087,936千円
2．関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	366,735千円
短期金銭債務	429,406千円
長期金銭債権	86,681千円
長期金銭債務	1,000千円

Ⅳ．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	862,996千円
仕入高	2,117,449千円
その他の営業取引高	20,950千円
営業取引以外の取引高	43,207千円

Ⅴ．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	4,428	549	－	4,977
合計	4,428	549	－	4,977

（注）普通株式の増加549株は、単元未満株式の買取によるものであります。

Ⅵ．税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	84,654千円
賞与引当金	78,977千円
役員退職慰労引当金	67,011千円
退職給付引当金	117,435千円
未払事業税	17,065千円
会員権等評価損	56,473千円
その他	39,265千円
繰延税金資産小計	460,883千円
評価性引当額	△154,569千円
繰延税金資産合計	306,313千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△137,422千円
土地圧縮積立金	△21,047千円
その他	△10,889千円
繰延税金負債合計	△169,359千円
繰延税金資産の純額	136,954千円

2．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.38％から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年４月１日から平成28年３月31日までのものは32.83％、平成28年４月１日以降のものについては32.06％にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が11,040千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が25,271千円、その他有価証券評価差額金が14,230千円それぞれ増加しております。

Ⅶ．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	海陽岩淵金属製品有限公司	所有 直接　100%	製品・部品の仕入 役員の兼任	金属製品及び部品の仕入 資金の貸付	788,314 －	買掛金 短期貸付金 長期貸付金	76,428 20,000 30,000
子会社	北栄鉄工株式会社	所有 直接 66.87%	製商品・部品の仕入 役員の兼任	金属製品及び部品の仕入 資金の貸付	571,773 －	買掛金 短期貸付金 長期貸付金	80,516 39,996 56,681
関連会社	株式会社ＴＣＭ	所有 直接 50.00%	当社製商品の販売 役員の兼任	電気架線金物の販売	679,479	受取手形 売掛金	79,256 73,678
関連会社	株式会社アドバリュー	所有 直接 32.40% (被所有) 直接　0.20%	当社製商品の販売	電気架線金物の販売	183,516	売掛金	41,228
関連会社	富田鉄工株式会社	所有 直接 25.58% (被所有) 直接　0.03%	製商品・部品の仕入 工場等の賃貸	金属製品及び部品の仕入 工場等の賃貸	754,075 17,016	支払手形 買掛金 前受収益	202,275 59,305 1,484

（注）1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等
製商品・部品の仕入及び製商品の販売について、価格その他の取引条件は、当社と関連しない他の当事者と同様の条件によっております。

3．海陽岩淵金属製品有限公司及び北栄鉄工株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

4．北栄鉄工株式会社の短期貸付金及び長期貸付金に対し、34,063千円の貸倒引当金を計上しており、当事業年度において、貸倒引当金戻入額23,834千円を計上しております。

5．富田鉄工株式会社に対する工場等の賃貸については、近隣の相場を勘案し、双方協議の上、決定しております。

Ⅷ．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	1,303円75銭
１株当たり当期純利益	68円87銭

Ⅸ．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成27年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**10,905,340**	**流動負債**	**2,508,260**
現金及び預金	5,307,075	支払手形及び買掛金	1,466,404
受取手形及び売掛金	3,261,398	短期借入金	124,930
商品及び製品	1,889,773	未払法人税等	273,828
仕掛品	121,072	賞与引当金	248,745
原材料及び貯蔵品	252,139	その他	394,351
繰延税金資産	130,551		
その他	131,428		
貸倒引当金	△188,098		
固定資産	**7,706,867**	**固定負債**	**935,807**
有形固定資産	**5,965,216**	長期借入金	190,000
建物及び構築物	2,282,761	役員退職慰労引当金	209,018
機械装置及び運搬具	416,171	退職給付に係る負債	386,589
土地	3,113,047	その他	150,199
建設仮勘定	21,155	**負債合計**	**3,444,068**
その他	132,080	(純資産の部)	
無形固定資産	**113,107**	**株主資本**	**14,595,938**
投資その他の資産	**1,628,544**	**資本金**	**1,496,950**
投資有価証券	1,408,271	**資本剰余金**	**1,210,656**
長期貸付金	50,305	**利益剰余金**	**11,891,505**
退職給付に係る資産	33,965	**自己株式**	**△3,173**
繰延税金資産	18,402	**その他の包括利益累計額**	**534,540**
その他	162,410	**その他有価証券評価差額金**	**338,010**
貸倒引当金	△44,812	**為替換算調整勘定**	**196,529**
		少数株主持分	**37,661**
		純資産合計	**15,168,140**
資産合計	**18,612,208**	**負債純資産合計**	**18,612,208**

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**10,155,134**
売上原価		**6,851,233**
売上総利益		**3,303,900**
販売費及び一般管理費		**2,267,531**
営業利益		**1,036,369**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	27,652	
受取賃貸料	38,560	
持分法による投資利益	5,629	
貸倒引当金戻入額	44,077	
その他	7,778	**123,700**
営業外費用		
支払利息	5,509	
為替差損	14,693	**20,202**
経常利益		**1,139,866**
特別利益		
固定資産売却益	29,465	**29,465**
特別損失		
固定資産除売却損	8,049	**8,049**
税金等調整前当期純利益		**1,161,282**
法人税、住民税及び事業税	340,480	
法人税等調整額	50,678	**391,159**
少数株主損益調整前当期純利益		**770,123**
少数株主利益		**17,961**
当期純利益		**752,162**

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,496,950	1,210,656	11,422,970	△2,906	14,127,670
会計方針の変更による累積的影響額			△118,696		△118,696
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	1,496,950	1,210,656	11,304,273	△2,906	14,008,974
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△164,930		△164,930
当期純利益			752,162		752,162
自己株式の取得				△267	△267
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	－	587,231	△267	586,964
当連結会計年度末残高	1,496,950	1,210,656	11,891,505	△3,173	14,595,938

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	261,270	92,779	354,050	19,700	14,501,420
会計方針の変更による累積的影響額					△118,696
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	261,270	92,779	354,050	19,700	14,382,724
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△164,930
当期純利益					752,162
自己株式の取得					△267
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	76,740	103,749	180,490	17,961	198,451
当連結会計年度変動額合計	76,740	103,749	180,490	17,961	785,415
当連結会計年度末残高	338,010	196,529	534,540	37,661	15,168,140

連結注記表

Ⅰ．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

１．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　　２社

連結子会社の名称　　海陽岩淵金属製品有限公司

北栄鉄工株式会社

２．持分法の適用に関する事項

（1）持分法を適用した関連会社の状況

持分法を適用した関連会社の数　　２社

持分法を適用した関連会社の名称　株式会社ＴＣＭ

株式会社アドバリュー

（2）持分法を適用していない関連会社の名称

富田鉄工株式会社

（持分法を適用していない理由）

持分法非適用関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

（3）持分法の適用の手続きについて特に記載すべき事項

株式会社アドバリューの決算日は８月末日であり、持分法適用にあたっては、平成26年３月１日から、平成27年２月28日までの12ヶ月の計算書類を使用しております。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

海陽岩淵金属製品有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

４．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

（イ）商品、製品、仕掛品、原材料 ……総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

（ロ）貯蔵品 ……最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社においては定率法

ただし、平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法

在外連結子会社においては、所在地国の会計基準の規定に基づく定額法

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上することとしておりますが、当連結会計年度の計上額はありません。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、会社規定に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、その発生時に全額費用処理しております。

(ハ) 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

Ⅱ．会計方針の変更に関する注記

（「退職給付に関する会計基準」等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が149,165千円増加し、退職給付に係る資産が34,517千円及び利益剰余金が118,696千円それぞれ減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当連結会計年度の１株当たり純資産額は10円80銭減少しております。

Ⅲ．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　8,024,786千円

Ⅳ．連結株主資本等変動計算書に関する注記

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	11,000,000	－	－	11,000,000
合計	11,000,000	－	－	11,000,000
自己株式				
普通株式	11,556	549	－	12,105
合計	11,556	549	－	12,105

（注）普通株式の自己株式の増加549株は、単元未満株式の買取によるものであります。

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年６月27日定時株主総会	普通株式	109,955	10	平成26年３月31日	平成26年６月30日
平成26年11月17日取締役会	普通株式	54,975	5	平成26年９月30日	平成26年12月１日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

平成27年６月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額　109,950千円
② １株当たり配当額　10円
③ 基準日　平成27年３月31日
④ 効力発生日　平成27年６月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

Ⅴ．金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画等に基づいて、所要資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引については、行わないことにしております。

余資については、短期の定期預金等で運用しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先ごとに、与信管理、回収状況及び残高管理を行い、必要に応じ信用状況を把握することとしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場リスクがありますので、定期的に時価評価を行っております。

長期貸付金は、取引先企業等に対するものであり、取引先ごとに、与信管理、回収状況及び残高管理を行い、必要に応じ信用状況を把握することとしております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、その全てが５ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金は、設備投資に係る資金調達です。

営業債務や長期借入金は、資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注）２参照)。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金及び預金	5,307,075	5,307,075	－
(2) 受取手形及び売掛金	3,261,398		
貸倒引当金（※１）	△154,081		
	3,107,316	3,107,316	－
(3) 投資有価証券	852,287	852,287	－
(4) 長期貸付金	50,305		
貸倒引当金（※２）	△30,012		
	20,293	20,293	－
資　産　計	9,286,973	9,286,973	－
(1) 支払手形及び買掛金	1,466,404	1,466,404	－
(2) 未払法人税等	273,828	273,828	－
(3) 長期借入金（１年以内に返済予定のものを含む。)	314,930	316,812	1,882
負　債　計	2,055,163	2,057,045	1,882

（※１）受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。
（※２）長期貸付金に係る貸倒引当金を控除しております。
（注）１．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式の時価は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差　額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	364,426	841,336	476,909
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	12,427	10,951	△1,475
合　計		376,854	852,287	475,433

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、個別に回収可能性を検討し、貸倒引当金を控除したものを時価としております。

負　債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（１年以内に返済予定のものを含む。）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額555,983千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産（3）投資有価証券」には含めておりません。

３．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	5,307,075	－	－	－
受取手形及び売掛金	3,261,398	－	－	－
長期貸付金	－	46,798	3,507	－
合　計	8,568,473	46,798	3,507	－

４．長期借入金の連結決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
長期借入金	124,930	124,000	59,000	6,000	1,000	－

Ⅵ．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　1,380円44銭

１株当たり当期純利益　68円45銭

Ⅶ．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月11日

イ　ワ　ブ　チ　株　式　会　社
　取　締　役　会　　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　堀　切　　進 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　出　健　治 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、イワブチ株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月11日

イ　ワ　ブ　チ　株　式　会　社
　取　締　役　会　　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　堀　切　　進 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　出　健　治 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、イワブチ株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イワブチ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

一　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年５月14日

イワブチ株式会社　監査役会

常勤監査役　高　橋　　明　㊞
監　査　役　佐　藤　　初　㊞
社外監査役　髙　﨑　勝　秀　㊞
社外監査役　田　中　正　人　㊞
社外監査役　小　泉　敏　幸　㊞

以　上

株 主 総 会 参 考 書 類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

第65期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

（1）配当財産の種類

金銭といたします。

（2）配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金10円（中間配当の金５円を加えて通期金15円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は109,950,230円となります。

（3）剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月29日といたしたいと存じます。

２．剰余金についてのその他の処分に関する事項

別途積立金の積み立てにつきましては、当社は株主の皆様に対する安定的な利益還元および将来の事業展開に備えるため、財務体質強化を図る必要があると考えており、以下のとおり５億円を、別途積立金に積み立てることにいたしたいと存じます。

（1）増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金　　500,000,000円

（2）減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金　500,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

平成27年５月１日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、責任限定契約を締結できる範囲が変更されたことにより、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるように変更するものであります。

なお、定款第28条の新設は、監査役全員の同意を得ております。

2．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（新設）	（取締役の責任の一部免除） 第28条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第28条～第36条　（条文省略）	第29条～第37条　（現行どおり）
（社外監査役の責任の一部免除） 第37条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（監査役の責任の一部免除） 第38条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第38条～第43条　（条文省略）	第39条～第44条　（現行どおり）

第３号議案　取締役５名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役宮﨑洋一、遠藤雅道、篠崎泰之、渡邉尚浩の４氏は任期満了となります。

つきましては、新任１名を含む取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	宮崎洋一（みやざき よういち） （昭和30年１月28日生）	昭和54年４月　当社入社 平成12年３月　営業統括部長 平成14年３月　名古屋支店長 平成15年６月　取締役名古屋支店長 平成18年３月　取締役製造部長 平成25年６月　常務取締役製造部長 平成27年４月　常務取締役製造部長兼品質保証部長（現任）	24,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式数
2	遠藤雅道（えんどう まさみち） （昭和30年10月３日生）	昭和54年４月　当社入社 平成14年３月　情報システム部長 平成23年４月　総務部長 平成23年６月　取締役総務部長（現任）	11,000株
3	篠崎泰之（しのざき やすゆき） （昭和26年７月24日生）	昭和50年４月　住友商事㈱入社 平成22年６月　当社監査役就任 平成23年６月　当社取締役就任 平成23年８月　取締役社長室長（現任）	4,000株
4	渡邉尚浩（わたなべ なおひろ） （昭和31年２月14日生）	昭和55年４月　日本電信電話公社入社 平成13年８月　東日本電信電話㈱山梨支店設備部長 平成16年４月　ＮＴＴインフラネット㈱出向首都圏支店神奈川支店長 平成18年４月　同社首都圏支店設備部長 平成21年４月　当社入社、営業第二部担当部長 平成25年６月　取締役営業第二部長（現任）	4,000株
5	田中正人（たなか まさと） （昭和28年６月29日生）	昭和52年４月　住友商事㈱入社 平成10年２月　同社米国住友商事会社サンフランシスコ支店 平成16年８月　同社鉄鋼第二本部ステンレス・線材特殊鋼部長付 平成19年６月　同社大阪ステンレス・線材特殊鋼部長付 平成22年５月　同社大阪薄板ステンレス線材特殊鋼部長付 平成23年６月　同社鉄鋼第二本部長付 平成23年６月　当社監査役就任（現任） 平成25年４月　同社鋼板・建材本部本部長付（現任）	－

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．田中正人氏は、社外取締役候補者であります。
３．田中正人氏は、既に当社の社外監査役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいており、今後も取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断しております。なお、田中正人氏は社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
４．田中正人氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって４年となります。
５．田中正人氏は、就任後、第２号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、当社との間で会社法第427条第１項の責任限定契約を締結する予定であり、賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額といたします。

第４号議案　監査役１名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役髙﨑勝秀、田中正人の両氏は任期満了となります。

つきましては、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏　　名 (生　年　月　日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
土屋文実男 (つちやふみお) (昭和37年1月16日生)	昭和59年４月　土屋会計事務所入所 平成２年10月　監査法人朝日親和会計社入所 平成６年８月　公認会計士登録 平成９年９月　土屋会計事務所独立開業 平成９年11月　税理士登録 平成16年８月　ＩＴコーディネータ認定 （現在に至る）	―

（注）１．土屋文実男氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．土屋文実男氏は、社外監査役候補者であります。
３．土屋文実男氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
４．土屋文実男氏は、公認会計士および税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、客観的な視点から当社の経営全般に対して助言および監査を行っていただけるものと判断しております。なお、土屋文実男氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
５．土屋文実男氏は、就任後、当社との間で会社法第427条第１項の責任限定契約を締結する予定であり、賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額といたします。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

会社法第335条第３項に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役小泉敏幸氏および第４号議案が原案どおり承認可決された場合には土屋文実男氏の補欠として、補欠社外監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏　　名 (生　年　月　日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
飯田恒二 (いいだつねじ) (昭和20年1月17日生)	昭和56年１月　社会保険労務士資格取得 昭和56年４月　日本橋事務所開設 昭和58年３月　社会保険労務士登録 （現在に至る）	―

（注）１．飯田恒二氏と当社は、社会保険労務士としての顧問契約を締結しております。
２．飯田恒二氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
３．飯田恒二氏は、社会保険労務士として、長年にわたり企業の経営全般に関わる助言・指導業務を行われてきたことから、企業経営を統治するに充分な見識をもたれており、当社の監査体制の充実・強化に貢献していただけるものと判断しております。なお、飯田恒二氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
４．飯田恒二氏が監査役に就任した場合は、当社との間で会社法第427条第１項の責任限定契約を締結する予定であり、賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額といたします。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

第65回定時株主総会会場のご案内

会　　場　千葉県松戸市上本郷167番地
当社会議室

交　　通　ＪＲ－北松戸駅下車　徒歩10分
バス－ＪＲ松戸駅下車（西口バスのりば）
日大歯科病院行乗車
工業団地入口下車　徒歩１分

(会場付近略図)

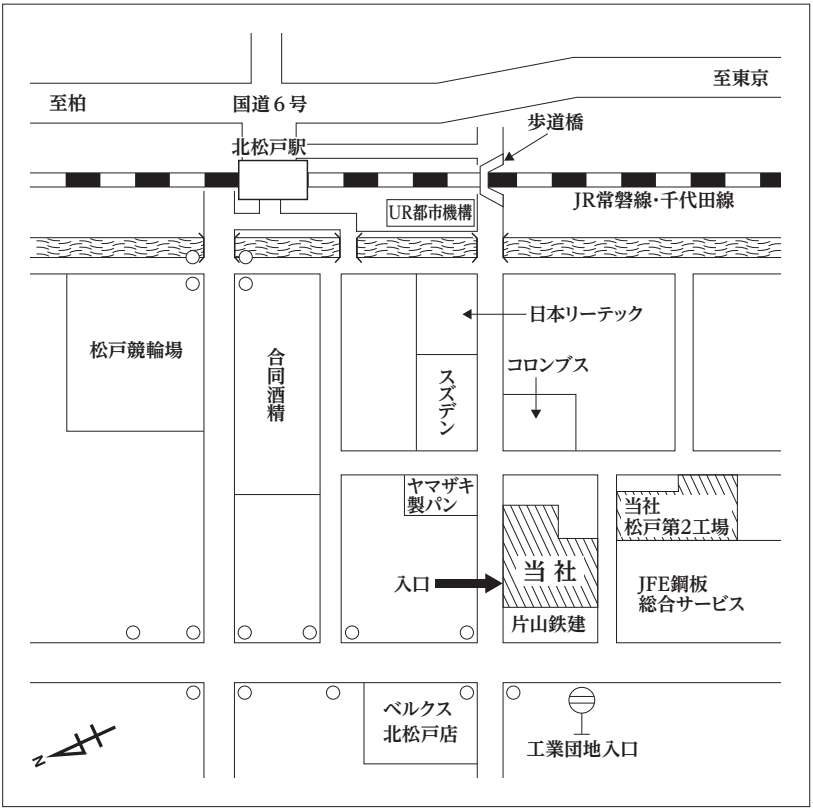

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。